

前払式支払手段情報提供事項

前払式支払手段の名称	サンデン旅行旅行券 (TRAVEL GIFT CARD)
氏名・商号又は名称	サンデン旅行株式会社
発行金種	1,000円・5,000円・10,000円
有効期間又は期限	無期限
使用できる施設又は場所の範囲	サンデン旅行株式会社 本社 サンデン旅行株式会社 下関支店 サンデン旅行株式会社 山口宇部支店
利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・本券は当社上記店舗において、ご希望のご旅行に必要な各種旅行クーポン類とお引換えいたします。 ・各種旅行クーポン類とお引き換えの祭、差額が生じた場合は現金にて追徴、旅行券にて返金させていただきます。 ・本券は現金とのお引換えはいたしません。 ・本券の盗難、紛失等に対しては当社はその責任を負いません。 ・本券は転売、買入等は出来ません。 ・発行月日、発行印のないものは無効です。
約款等	無
備考	お問い合わせ受付時間 平日9:30~18:00
苦情又は相談窓口	サンデン旅行株式会社 本社 もしくはお近くのサンデン旅行各支店へご相談ください。
連絡先所在地	〒751-0806 下関市一の宮町3-10-5
連絡先電話番号	083-263-4334

その他利用者保護を図るための措置 (利用者資金の保全方法)

資金決済法14条1項の規定の趣旨	前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半数以上の額の発行保証金を法務局等に委託等を行うことにより資産保全することが義務づけられております。
資金決済法31条1項に規定する権利の内容	万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。
発行保証金の委託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別	当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・発行保証金保全契約
発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称	当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社山口銀行